

利子補給制度で、設備・創業の 借入の負担を軽減します

中小企業者と創業者の支援を目的に 3 つの利子補給を実施します。

経営安定資金(運転) 1 年間補給

経営振興資金(設備) 2 年間補給



運転
設備

対象となる方	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに実行となった 館林市 経営安定資金 ・ 経営振興資金 を利用された市内の中小企業者 注意：一事業者につき一回限り
補 給 額	対象となる融資を受けた月からの支払い利子額の 100% を補給
申請期間	融資実行月の翌月 10 日まで

申請の流れ

- (1) 交付申請書の提出(融資実行から 1 ヶ月以内)
↓【審査】
(2) 交付決定通知書の交付(別記様式 2)
↓
(3) 【3 か月ごとに】利子補給金請求書(別記様式 3)の提出
(3 か月分の利子支払い後、翌月の 10 日までに提出)
↓【審査】
(4) 支払い
- 利子補給金交付申請書(別記様式 1)
□返済予定表の写し



■注意事項(経営安定資金・経営振興資金・創業融資 共通事項)

- ・交付決定後、融資内容等に変更があった場合は、速やかにご連絡いただき、「交付変更承認申請書」に必要書類を添えてご提出ください。
- ・借換えを含む資金については対象外となります。
- ・利子補給期間中に事業を廃止した場合、市内での事業を取りやめた(市外へ転居)した場合、取扱い金融機関への元金返済が 6 月にわたり滞った場合、対象融資に係る代位弁済を受けた場合は補給を終了します。

様式のダウンロード・制度の詳細は館林市公式ホームページをご覧ください

【館林市HP】 <http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

創業融資(運転・設備) 3年間補給



創業

■対象者(①②を満たすかた)

①令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実行となった

下記(1)～(3)の資金を利用して館林市内で創業するかた

注意：一事業者につき一回限り

- (1)群馬県が実施する融資制度（創業者・再チャレンジ資金等）
- (2)政府系金融機関が実施する融資制度（新規開業資金等）
- (3)民間金融機関が実施する融資で上記(1)、(2)の創業資金の標準的な条件に準ずるもの。

②上記融資を利用し、下記の要件に該当するかた

- (1)上記融資の実行時において、新たに創業する者または創業後1年未満の者であること
- (2)市内で新たに本店又は主たる事業所を設置する法人または市内に新たに主たる事業所を設置する個人であること
- (3)市内で引き続き事業を営むことが確実と認められるもの
- (4)市税等を完納していること

補給額	対象となる融資を受けた月から3年間の支払い利子額の100%
申請期間	融資実行月の翌月10日まで

申請の流れ

(1) 交付申請書の提出（融資実行から1ヶ月以内）

- ☐ 利子補給金交付申請書(別記様式1)
- ☐ 創業融資証明書(別記様式2)
- ☐ 返済予定表の写し
- ☐ 許認可証等の写し※
- ☐ 契約書の写し
- ☐ 館林市内で事業を開始したことを証明する書類の写し
(個人：個人事業開業届出書、法人：商業登記簿謄本)※
- ☐ 事業所、店舗(出店予定含む)の位置が確認できる地図等

↓ 【審査】

(2) 交付決定通知書の交付(別記様式3)



(3) 【3か月ごとに】利子補給金請求書(別記様式4)の提出

(3か月分の利子支払い後、翌月の10日までに提出)



↓ 【審査】

(4) 支払い